

学校生活の決まり

『時を守り 場を清め 礼を正し 人を愛する』

1. 日課

- (1) 時間を守る。8:25 のチャイムが鳴った時点で自席に着席していない場合は遅刻となる。
- (2) 朝に部活動等の活動がない場合には、8:00~8:20 の間に登校する。
- (3) チャイム着席を守る。始業のチャイムが鳴る前に着席し、活動に必要な準備をしておく。
- (4) 遅刻・欠席の場合は、生徒手帳または 8:00 までに Forms で保護者が連絡をする。また、遅刻をして1時間目開始以降に登校する場合は必ず職員室に立ち寄り、遅刻証明書を発行してもらう。
- (5) 早退する時は先生に許可をもらい、家庭に連絡してもらう。
- (6) 部活動中止期間中は、すみやかに下校する。

<完全下校時刻> ※チャイムが鳴った時点が基準となる

4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		18:00			17:30		17:15		17:30	18:00

2. 服装（集会時等はその場に応じた適切な服装にすること）

- (1) 定められた標準服を着用し、異装をしない。（正しい例：ボタンをしめる・シャツをしまふ・腰パンをしない・太すぎるズボンをはかない・スカートの丈は膝が隠れる程度）
- (2) スクールワイシャツを着用する。女子はスクールブラウスも可。
- (3) 靴下はスクールソックスの形に準じ、色は白・黒・紺・茶・グレーとする。（柄、くるぶしソックス、ルーズソックスは不可。ワンポイント可。）
- (4) ベルトの色は、黒・茶とし、華美でないものを着用する。
- (5) 防寒のため、登下校時にコート・部活動のウインドブレーカー（上）・手袋・マフラー・ネックウォーマーを着用してもよい。（ニット帽・耳当ては不可。）コートは黒・紺・茶・グレーを基調とした華美でないもの。
- (6) 部活動後の下校時は、部活動の服装のまま下校してもよい。冬季には防寒のため、ウインドブレーカー上下を着用して下校してもよい。また、部活動の朝練時は部活動の服装で登校してよい。
- (7) セーター・カーディガンは、上着の下に着用する。色やデザインは黒・紺・茶・グレーを基調とした華美でないものとし、裾やそでが見えないようにする。
- (8) 制服の下にジャージを着用しない。
- (9) 清掃時は、体育着またはジャージに着替える。
- (10) 入学式・卒業式の儀式では、セーター・カーディガンを着用しない。
- (11) 入学式・始業式・離任式・終業式・修了式・卒業式など「式」がつく行事は正装になる。（男女共にボタンをすべてとめ、男子はホックをしめるなど）
- (12) 授業は通年で制服を着用して受ける。ただし、実技科目を中心に教科担当の指示がある場合には、体育着やジャージで授業を受けることもできる。
- (13) 暑さ対策として半袖のポロシャツを着用してもよい。色は白、黒、紺のいずれかで左胸のワンポイント可。体育の授業以外では清掃も含めて着用可。
- (14) 防寒としてタイツを着用してもよい。
- (15) 女子制服のベストは気温に応じて着脱を判断してよい。

3. 名札

- (1) 校内では名札を左胸につける。忘れた場合は朝の会までに学年の先生に申し出て予備名札を借りる。
- (2) 紛失した場合は担任に申し出て、直ちに新しいものを購入する。

4. 下履き・上履き

- (1) 登校用下履きは、様々な運動に適する運動靴（ハイカット・ミドルカット不可）を使用し、靴の内側に記名する。ひもはしっかりと結ぶこと。※天候状況によっては長靴の使用可
- (2) 校内用上履きは、学校で指定されたものを使用する。（色は学年別に定める）
- (3) 上履きには、はっきりと記名（かかと、前の計2ヶ所）し、ひもをしっかりと結ぶ。
- (4) 上履きは週末に持ち帰って、洗ってくる。
- (5) 下履きも上履きもかかとをつぶさない。

5. 髪形

- (1) 活動しやすく、安全面に配慮した清潔さを失わない髪形とする。特異な髪形にしない。
(特異な例：パーマ、過度な整髪料の使用、不要な編み込み、剃り込み、染髪、巻き髪等)
- (2) 前髪は目にかからない長さとする。髪は肩にかからないようにする。肩にかかる場合は、一つにまとめるか、左右で二つにまとめる。髪を留める際はピンやゴムを多用したり、頭の上で留めたりしない。
- (3) 髪を結ぶゴムやピンは必要以上につけない。色は黒・紺・茶・グレーとする。髪飾りをつけない。

6. 登下校

- (1) 原則として標準服を着用して登校をする。下校時は部活動の服装のまま下校してもよい。
- (2) 交通規則を守る。
- (3) 学校の敷地内では、自転車に乗ってはいけない。自転車から降りて、押して移動する。
- (4) 自転車通学は、学校から許可された生徒に限る。自転車通学のルールを守る。
- (5) 登下校中の買い食いは禁止する。部活動の場合も同様とする。
- (6) 登校時、激しく雨が降っている場合は、体育着・ジャージでの登下校を許可し、授業を制服で受けてもよい。
- (7) 通学方法に関わらず、自転車を利用する際は部活動の移動なども含めてヘルメットを必ず着用する。

7. インターネットについて

- (1) 個人情報(名前、住所、写真、学校名など個人が特定できる情報)をネット上に載せてはいけない。
- (2) SNS(LINE や Instagram など)で人の悪口や誹謗中傷を絶対に行ってはいけない。
- (3) 携帯電話やスマートフォン等の使い方やルールをお家の人とよく相談して決め、トラブルを未然に防ぐようにする。

8. その他の注意事項

- (1) 生徒手帳を常備する。
- (2) 身だしなみを整え、アイプチや化粧、ミサンガやピアス等の学校生活に不要なことはしない。
- (3) 授業に必要な教科書や道具は、貸し借りしない。
- (4) 年間を通して水筒を持参してもよい。中身は水・お茶・スポーツドリンクとする。教室内で休み時間のみ使用できる。部活動の活動中は顧問の指示に従う。
- (5) 学校生活に必要な物以外の物は、一切持ち込みを禁止する。
不要物：菓子類、ジュース類、携帯電話やゲーム機類、腕時計、カメラ、音楽プレーヤー、マンガ雑誌類、カード類、アクセサリ類、おもちゃ、カッターなどの危険物 等
※持ち込んだ場合には学校で預かり、保護者に直接返却する。
- (6) 電子辞書は、学校では使用しない。
- (7) ひざ掛けは、原則として使用しない。ただし、健康上配慮を要する場合や保護者の申し出がある時は、相談後に許可することがある。
- (8) 他クラスに入らない。
- (9) 原則として他学年のフロアに行かない。(利用階段:1年：東階段 2年：西階段 3年：管理棟階段)
- (10) ベランダへは危険なので先生の許可なく出はけない。
- (11) 職員室に入室する際は、荷物を廊下に置き、大きな声で所属・名前・要件を言う。防寒着を外し、入室する。
- (12) 汗拭きシートは、「無香料」と明記されているもので周囲に不快なおい等がないものとする。
- (13) リップクリームは、薬用目的の利用のみ可とし、色付きのものは不可とする。
- (14) 日焼け止め・ハンドクリームは、薬用目的の利用のみ可とし、無香料のものとする。
- (15) 通学用力バンの指定はないが、学校生活に適するものとする。過度な装飾はつけない。

9. 集会について

- (1) 学級委員を列の先頭、生活向上委員を最後尾として、廊下に整列後静かに移動する。
- (2) 開始時刻に間に合うように集会場所へ移動し、整列を完了させ、学級委員は点呼・報告をする。

※ここに表記されている以外にも、守るべきルールやマナーがあります。全生徒が気持ちよく生活できるようにしましょう。